

2024年2月1日

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
代表取締役社長 柘植 一郎

当社は、2024年2月1日（木曜日）開催の取締役会において、当社普通株式1株を1,000株に分割することを決議いたしました（以下「本株式分割」）。

つきましては、本株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年2月24日（土曜日）と定めましたので公告いたします。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしました（以下「本定款変更」）。本定款変更の効力発生日は2024年2月24日（土曜日）であり、株主総会の承認決議（会社法第319条第1項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、2024年2月23日（金曜日）を予定しております。つきましては、本株式分割は、本定款変更の株主総会での承認可決と効力発生を条件として、2024年2月24日（土曜日）に効力を生ずるものいたします。

以上